1. 社会体育施設
2. 野外レクリエーション地区の分布(Ⅰ)(Ⅱ)
3. 自然公園

1. 社会体育施設

我が国の体育、スポーツ施設には、学校教育活動のための体育施設、職場における従業員の福利厚生施設としての職場スポーツ施設、地方公共団体が設置する公共スポーツ施設、営利目的としての民間営利（商業）スポーツ施設、営利を目的としないで広く一般の用に供する民間非営利スポーツ施設があり、概して野外のスペースを必要とするものは公共スポーツ施設が、設備の維持に比較的経費を要するものは民間営利施設がそれぞれ大きな役割を果たしているといえる。

社会体育施設は、多目的に活用される運動広場や、野球場・ソフトボール場、体育館、水泳プール、庭球場などの施設数が多い。

近年、余暇時間の増大、生活様式の多様化、健康についての関心の高まりなどから、体育・スポーツに対する需要が増大し、施設数も大きく増加している。

〔凡例と作図の要点〕

この図は、社会教育調査の一環として行なわれる社会体育施設調査による社会体育施設（一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置しているスポーツ施設で、主として学校教育施設のために設置された施設、および社会教育施設の付帯施設を除く）について、1984年7月1日現在の施設数を表示した。

〔主な資料〕

1. 文部省，昭和59年度社会教育調査報告書
2. 文部省，昭和62年1月我が国の体育・スポーツ施設

2. 野外レクリエーション地区の分布(Ⅰ)(Ⅱ)

近年、観光レクリエーションは、余暇時間の増大、生活様式の多様化、収入増などにより年々盛んになっている。また、その内容も行楽、保護だけでなく、自然とのふれあいや健康増進など様々である。これらのニーズに応え、合わせて地域の振興を進めるため、国は各種の制度のもとに、公的な観光レクリエーションに関する地区の整備を図り、野外レクリエーション施設、宿泊・休養施設の総合的な整備を進めている。各制度の所掌は多省庁にわたっており、名称や内容の類似しているものもあるが、それぞれ整備の目的、土地の所有形態、財源等が少しづつ異なっており、国民保養温泉地（1954年）、国民休暇村および青年の家（1961年）等、早期に制定されたものもあるが、今なお整備が進められているものも多い。

また、1987年5月には民間活力の活用に重点を置いた、総合保養地域整備法（昭和62年法律71号）いわゆるリゾート法が制定され、総合的な機能を備えたリゾートの整備と地域振興が進められることになった。

この図に表示したもののほか、国立、国定公園の集団施設地区、〝リフレッシュふるさと〟推進モデル事業地区などがある。

〔凡例と作図の要点〕

この図は、公的な観光レクリエーションに関する各種の地区のうち、野外レクリエーション施設、宿泊施設を有するもの、および青少年教育施設のうち宿泊型のものを中心に、主要なものを制度別に表示した。また、観光レクリエーション地区には、中規模観光レクリエーション地区（家族旅行村）を含め、山村振興モデル事業は、山村地域若者定住環境整備モデル事業・新山村建設モデル事業・山村と都市協同の山村振興モデル事業を総称したものとし、自然休養村は、自然休養村・緑の村・自然活用村を総称したものとした。

〔主な資料〕

1. 各省庁資料

3. 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養および教化に資することを目的とする自然公園法に基づいて指定されるもので、国立、国定、都道府県立の3種類からなっている。これらの自然公園の利用者は、国民の自然に親しむことへの欲求の高まりなどから年々増加し、1987年には延べ9億1700万人に達している。

1989年3月31日現在、国立公園は28公園204万haが、国定公園は54公園129万haが指定されている。都道府県立自然公園は群馬、大阪、香川の3府県を除いた地域で300公園199万haが指定されている。これらを合わせた面積は国土の14%を占める。

自然公園のうち、国立公園および国定公園については、特別保護地区、特別地域、普通地域および海中公園地区が設定され、それぞれ風致または景観の維持のため、各種の規制が行われている。都道府県立自然公園については、特別地域および普通地域が設定されている。また、自然公園内には集団施設地区が設けられ、自然公園利用のための施設を集団的に整備することになっている。

自然公園の環境破壊には各種開発行為によるほか、利用者の集中によることも多く、保護の徹底を期すため、過剰利用の緩和、解消および自然保護思想の普及などを目的に、施設等の整備を図るほか、公園内民有地の買い上げを推進している。

なお、我が国の自然環境の保全のためには、自然公園法に基づく自然公園のほか、自然環境保全法、森林法などに基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、風致・保健保安林等の地区が指定されている。

〔凡例と作図の要点〕

この図は、1988年3月31日現在の国立公園、国定公園および都道府県立自然公園の範囲を表示した。ただし、都道府県立自然公園のうち3200ha未満のものについては、その形状にかかわらず小記号で表示した。国立、国定公園の特別保護地区は、大面積のものを実形で、小面積のものを小記号で表示した。

〔主な資料〕

1. 環境庁資料
2. 都道府県資料

主要な公的観光レクリエーション(野外)地区一覧

(1989年3月31日現在)

種類	所管省庁	概要	地区数(未供用を含む)
国営公園	建設省	一都府県の区域を超えるような広域の見地から、又は国家的記念事業等として、国が設置する公園。	(12)
観光レクリエーション地区 (Ⓐ「大規模レクリエーション地区」 Ⓑ「家族旅行村」)	運輸省	恵まれた自然の中で手軽に健全な観光レクリエーション活動が行えるよう、ピクニック緑地、キャンプ場、宿泊・休養施設等を整備する。	Ⓐ 4 Ⓑ (38)
大規模年金保養基地	厚生省	年金生活者が有意義な生活を送り、また勤労者・青少年の余暇対策のため、教養文化・保健・宿泊施設を整備する。	11基地 13ヶ所
大規模公園 (Ⓒ「広域公園」 Ⓓ「レクリエーション基地」)	建設省	一つの市町村を超えるレクリエーション需要に対応し、また都市圏域から発生する多様な需要に対応するため、宿泊・休養施設等多様的なレクリエーション施設を総合的に整備する。	Ⓒ 106 Ⓓ 5
青少年旅行村	運輸省	青少年の健全な旅行の推進のため、自然に恵まれた地域にキャンプ場、遊歩道等の野外活動の施設を整備する。	82
青年の家	文部省	大自然の中で各種の研修、仲間との交流や団体宿泊生活を体験するための教育施設。	282
少年自然の家	文部省	大自然の中で集団生活を通じて少年に家庭や学校では得がたい生活を体験させるための教育施設。	(172)
Ⓔ山村地域若者定住環境整備モデル事業 Ⓕ山村と都市協同の山村振興モデル事業 Ⓖ新山村建設モデル事業の各地区	国土庁	山村と都市が協力して、若者等を交流させるための余暇活動施設や体験宿泊施設等を整備する。	Ⓔ 32 Ⓕ 7 Ⓖ 10
Ⓗ国民休暇村 Ⓘ国民休養地 Ⓙふるさと自然公園国民休養地	環境庁	自然公園内の自然環境の優れた休養適地に、園地、キャンプ場等の野外活動施設及び宿泊、休養施設等を総合的に整備する。	Ⓗ 30 Ⓘ 31 Ⓙ (15)
国民保養温泉地	環境庁	温泉利用効果が十分期待でき、健全な保養地として活用できる温泉を指定し、温泉センター等を整備する。	76
勤労者野外活動施設 (「いこいの村」)	労働省	勤労者の余暇対策として、自然環境の良い地域にスポーツ・レクリエーション施設、宿泊・休養施設等を整備する。	32
Ⓚ自然休養村 Ⓛ緑の村 Ⓜ自然活用村	農林水産省	都市生活者等が豊かな自然と農林漁業に親しみつつ休養する場として、観光農園、遊歩道等の施設を整備する。	Ⓚ 200 Ⓛ 25 Ⓜ 102 その他 1
自然休養林	農林水産省	自然探勝、登山、ハイキング等の利用に供するため、園地、遊歩道、休憩舎等の施設を整備する。	92

(各省庁資料から作成)

設置者別体育・スポーツ施設数の推移

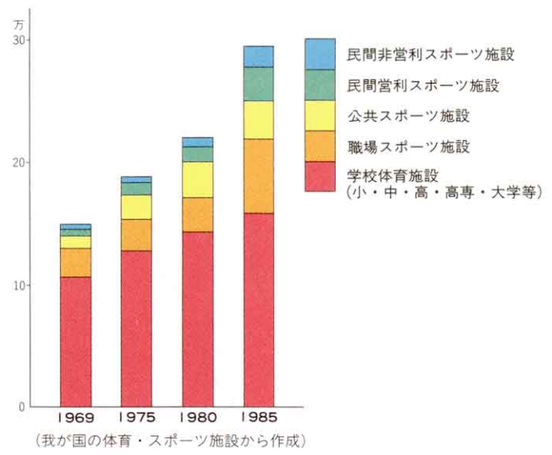

(我が国の体育・スポーツ施設から作成)

自然公園の現況

(1989年3月31日現在)

種別	公園数	公園面積	国土面積に対する比率	内訳 特別地域 (特別保護地区)	内訳 特別地域	内訳 普通地域	海中公園地区 公園数	海中公園地区 地区数	海中公園地区 箇所数	海中公園地区 面積
		(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)				(ha)
国立公園	28	2,042,008	5.40	254,927	1,446,937	595,071	10	27	63	1,065.8
国定公園	54	1,291,044	3.42	64,457	1,204,264	86,780	13	30	65	1,332.4
都道府県立自然公園	300	1,985,342	5.25	−	675,939	1,309,403	−	−	−	−
計	382	5,318,394	14.08	319,384	3,327,140	1,991,254	23	57	128	2,398.2

(環境庁資料から作成)

51.1

社会体育施設

(1984)

施設数　100　10　1

1984.7.1現在

1:12,000,000

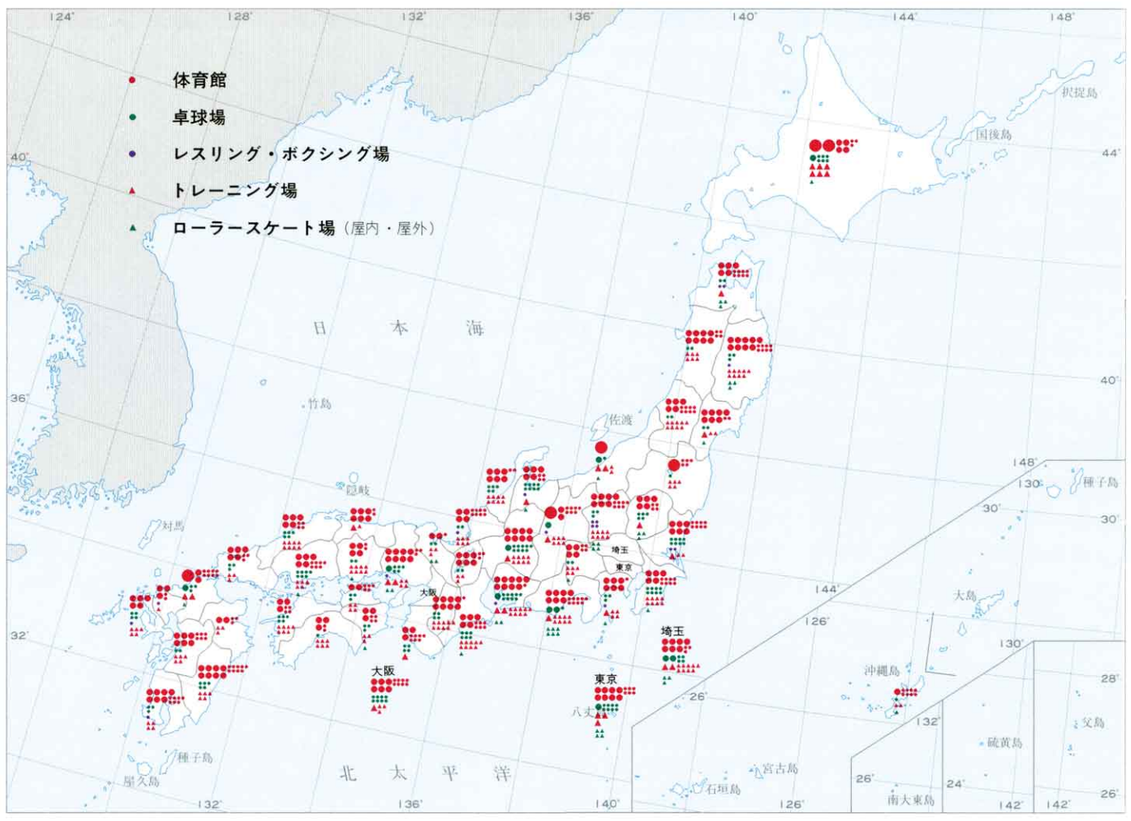

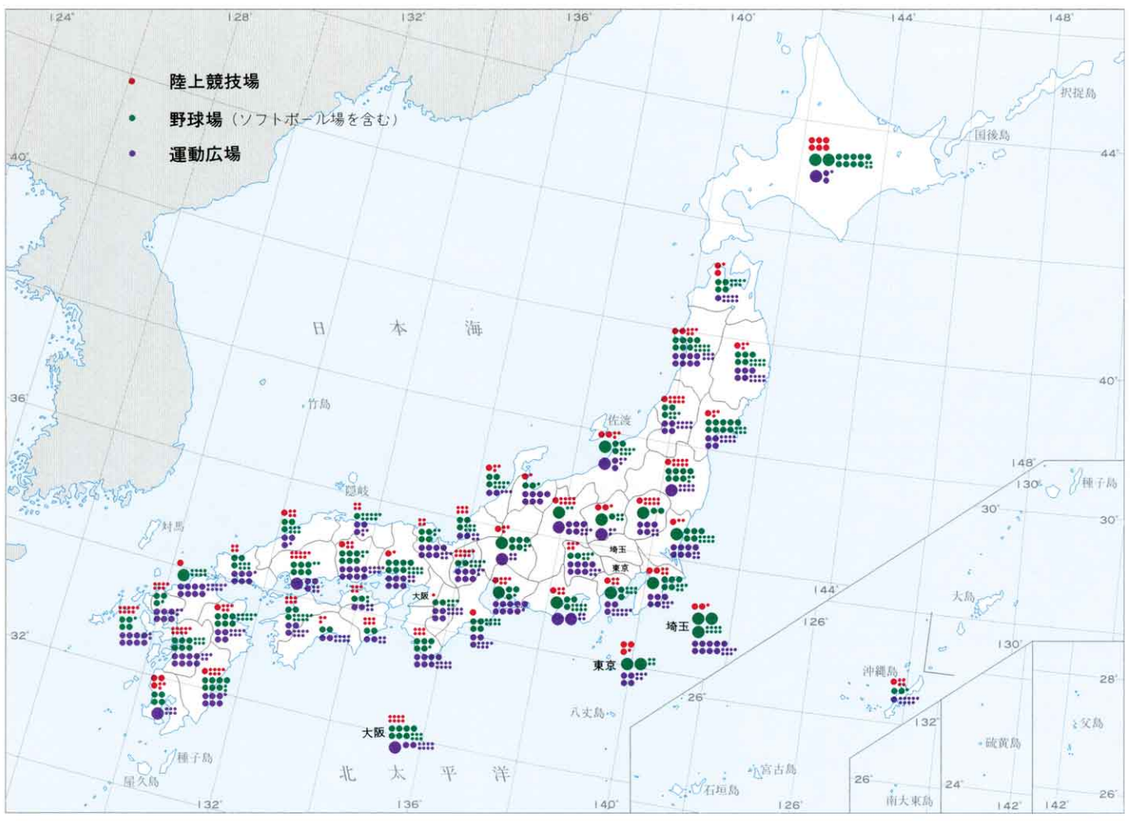

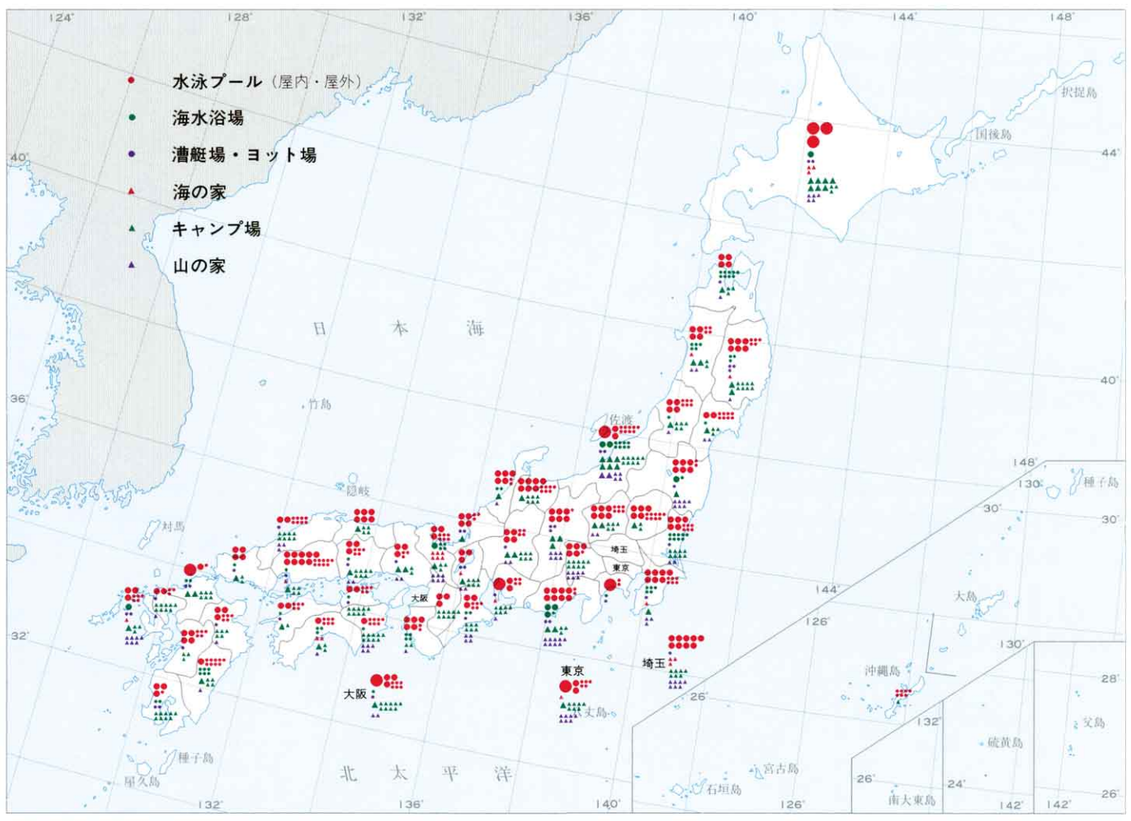

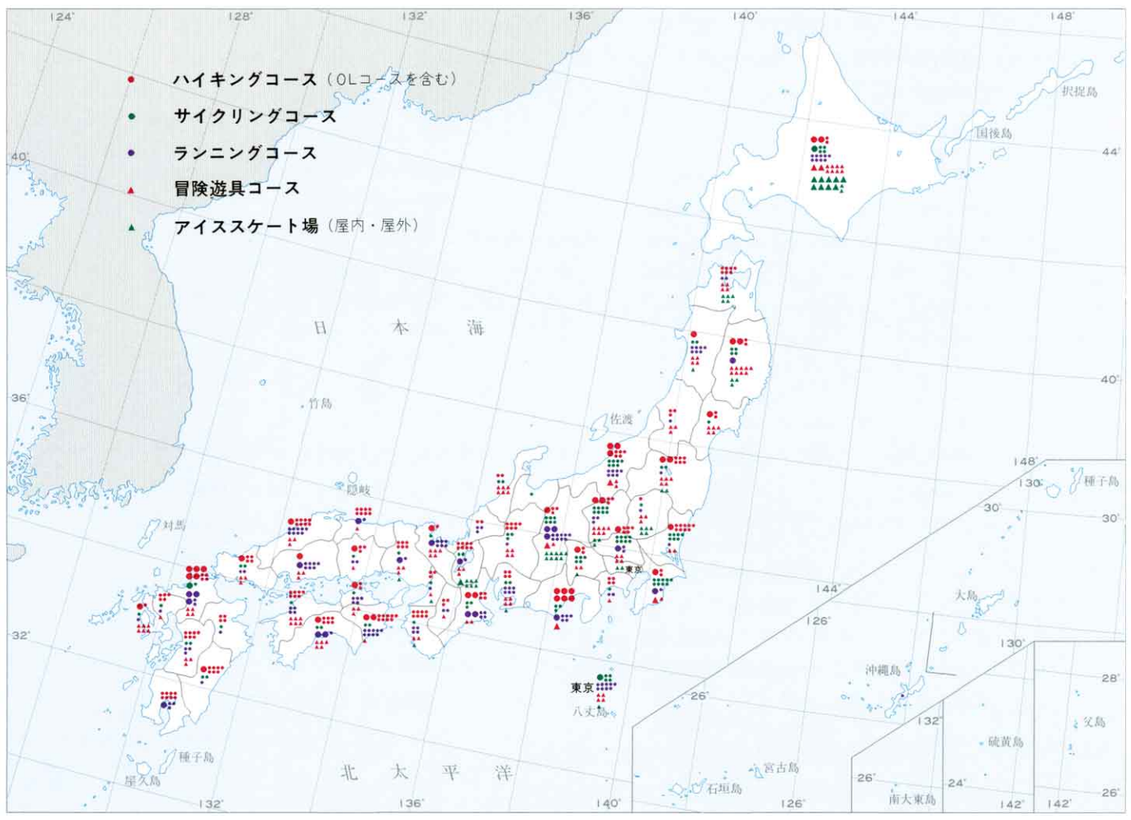

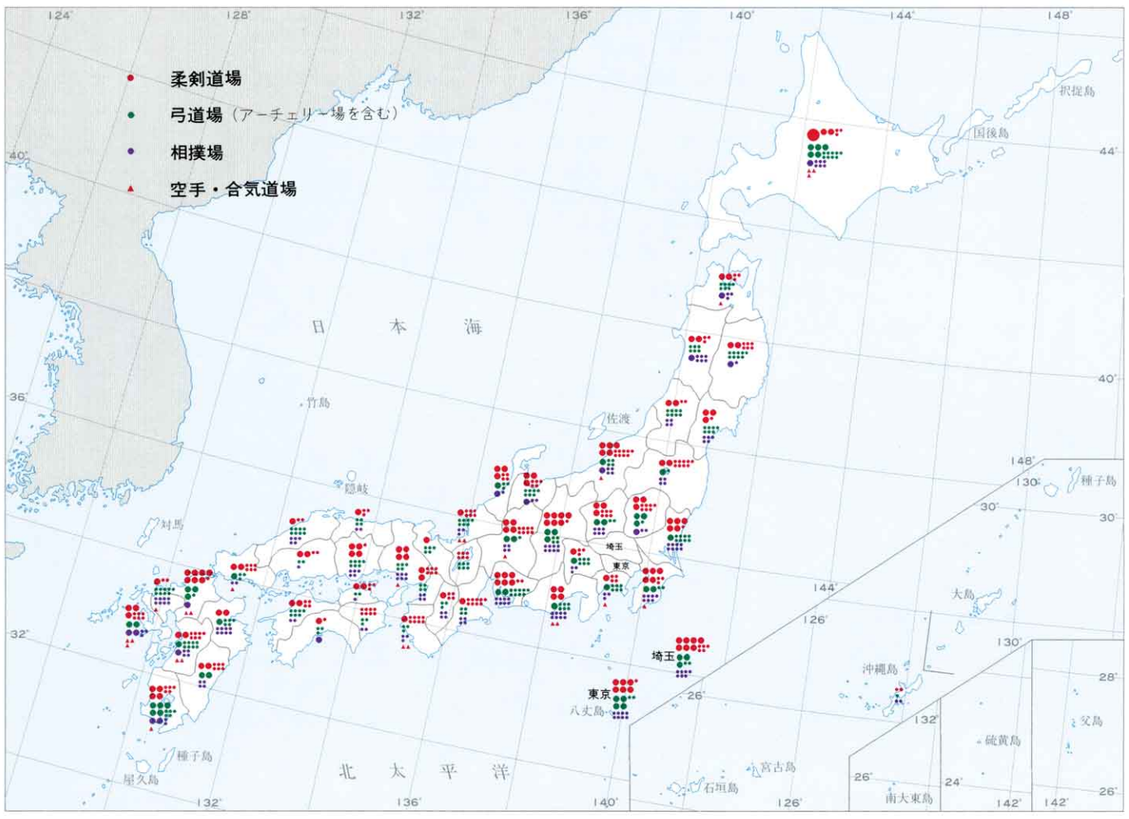

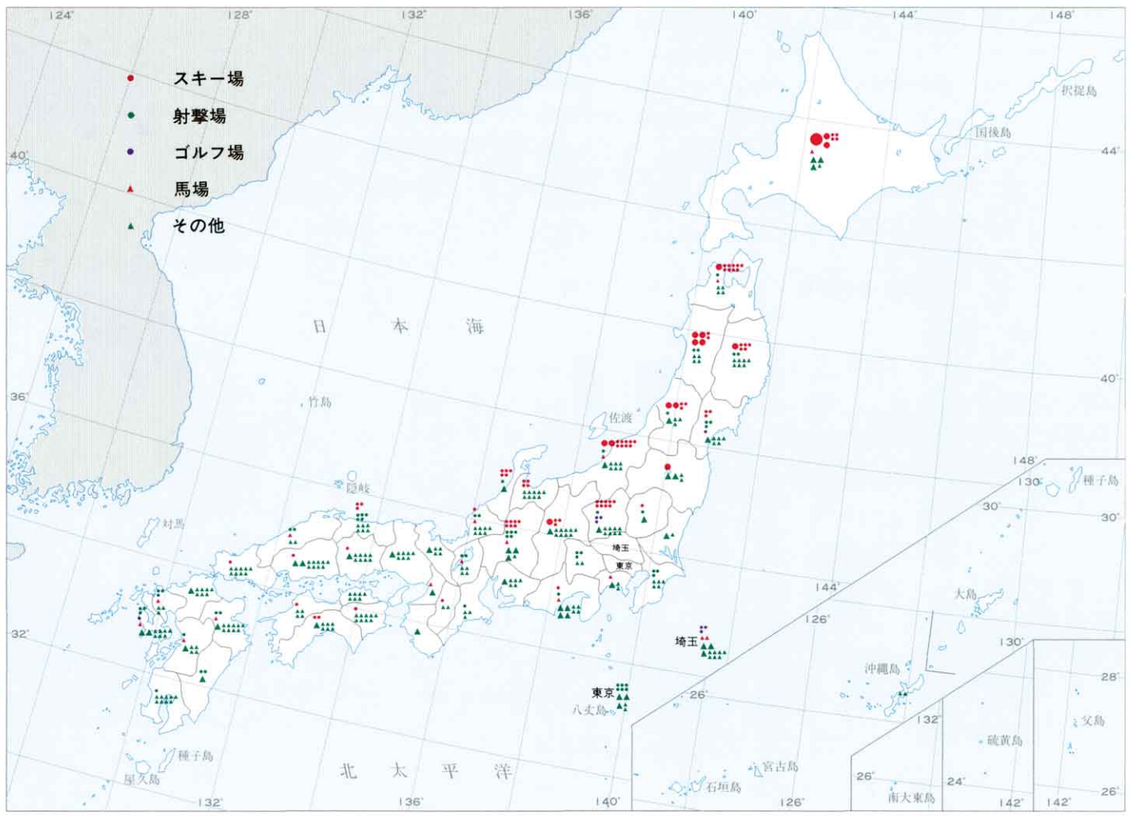

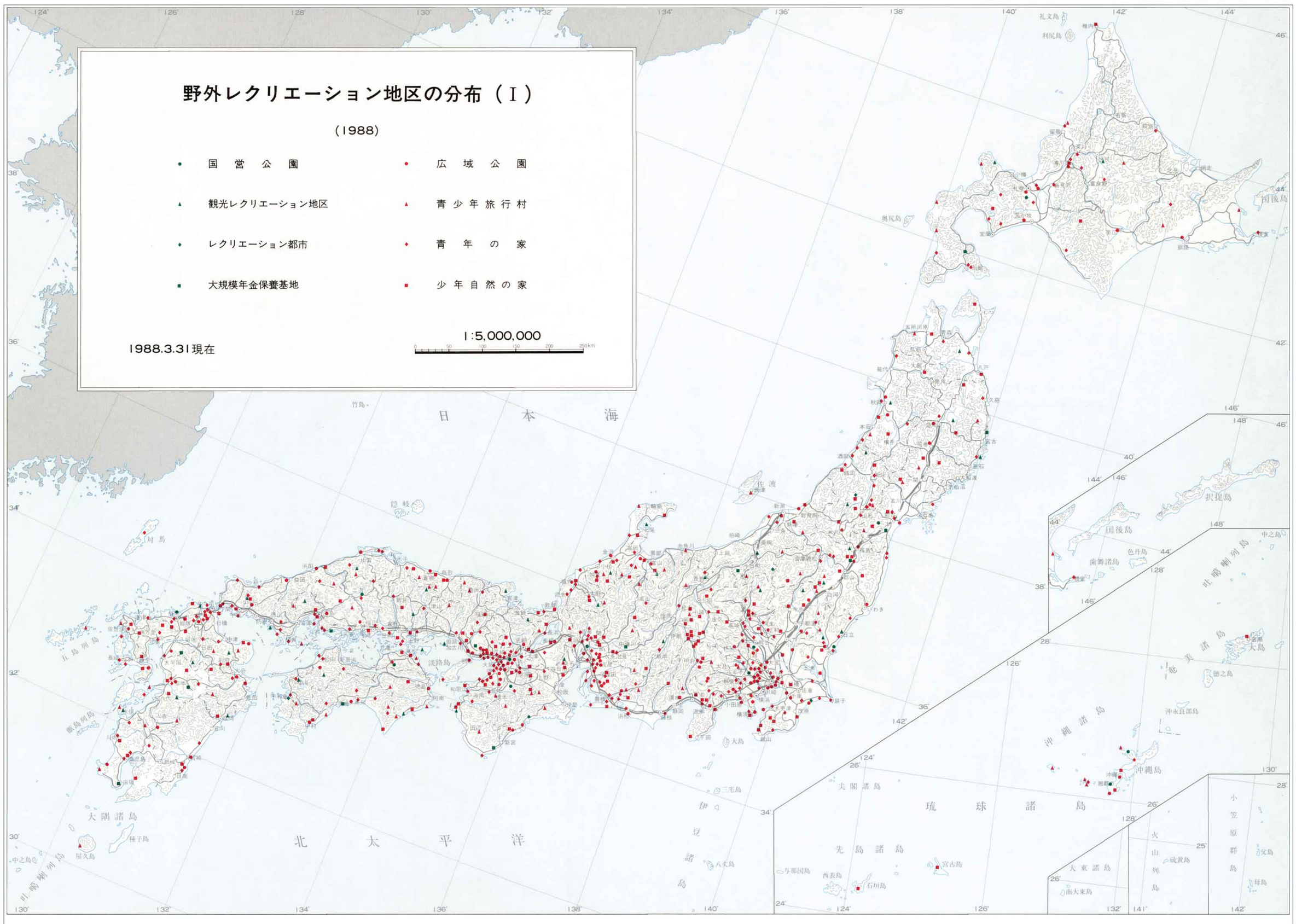
野外レクリエーション地区の分布（Ⅰ）
(1988)
国営公園
広域公園
観光レクリエーション地区
青少年旅行村
レクリエーション都市
青年の家
大規模年金保養基地
少年自然の家
1988.3.31現在
1:5,000,000
日本海
北太平洋
琉球諸島
沖縄諸島
大隅諸島
伊豆諸島
小笠原群島
択捉島
国後島
色丹島
歯舞諸島
奥尻島
利尻島
礼文島
佐渡
隠岐
対馬
五島列島
天草諸島
種子島
屋久島
中之島
吐噶喇列島
竹島

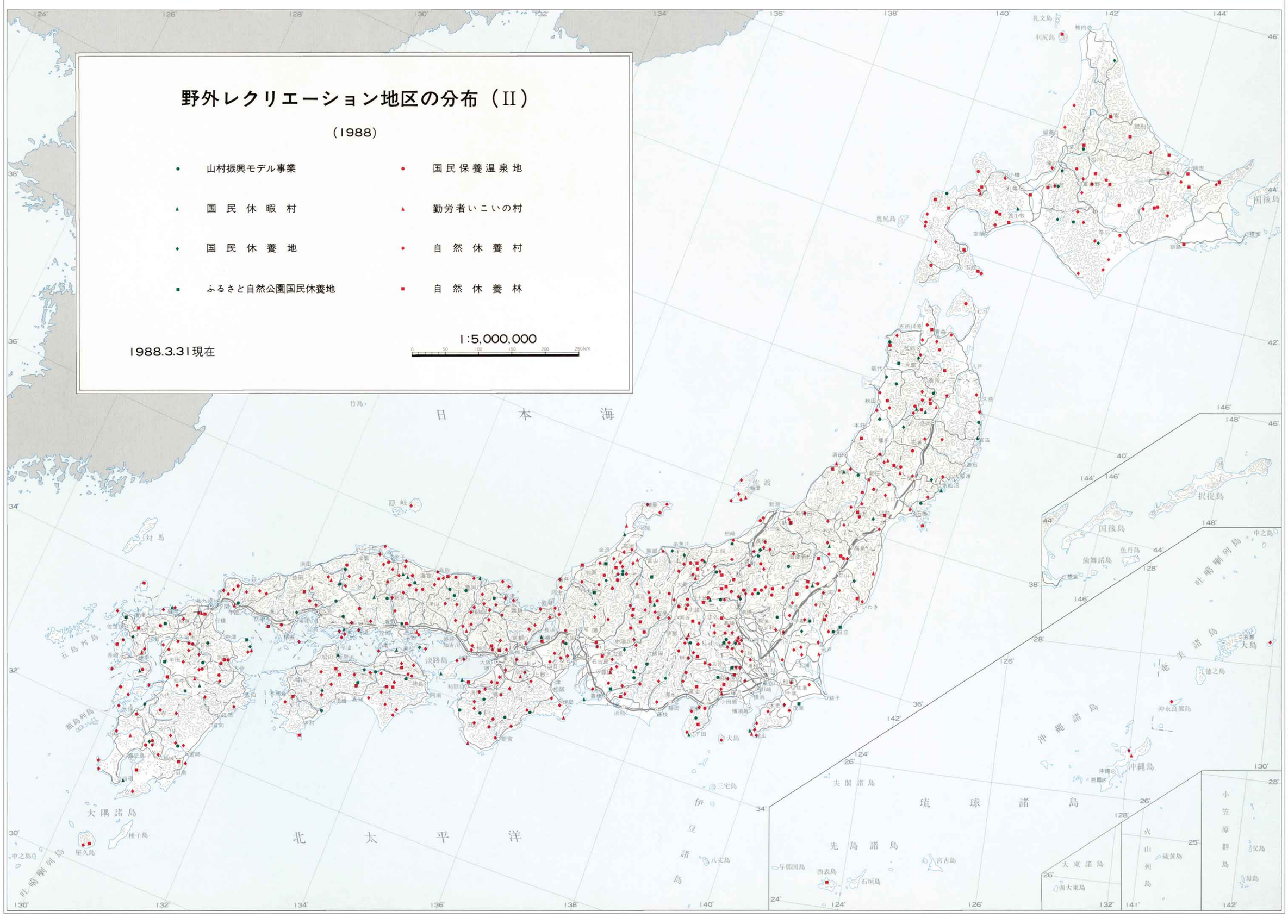
野外レクリエーション地区の分布（Ⅱ）
(1988)
山村振興モデル事業
国民保養温泉地
国民休暇村
勤労者いこいの村
国民休養地
自然休養村
ふるさと自然公園国民休養地
自然休養林
1988.3.31現在
1:5,000,000
日本海
北太平洋
琉球諸島
沖縄諸島
大隅諸島
伊豆諸島
小笠原群島
択捉島
国後島
色丹島
歯舞諸島
奥尻島
利尻島
礼文島
佐渡
隠岐
対馬
五島列島
天草諸島
種子島
屋久島
中之島
吐噶喇列島
竹島

51.3

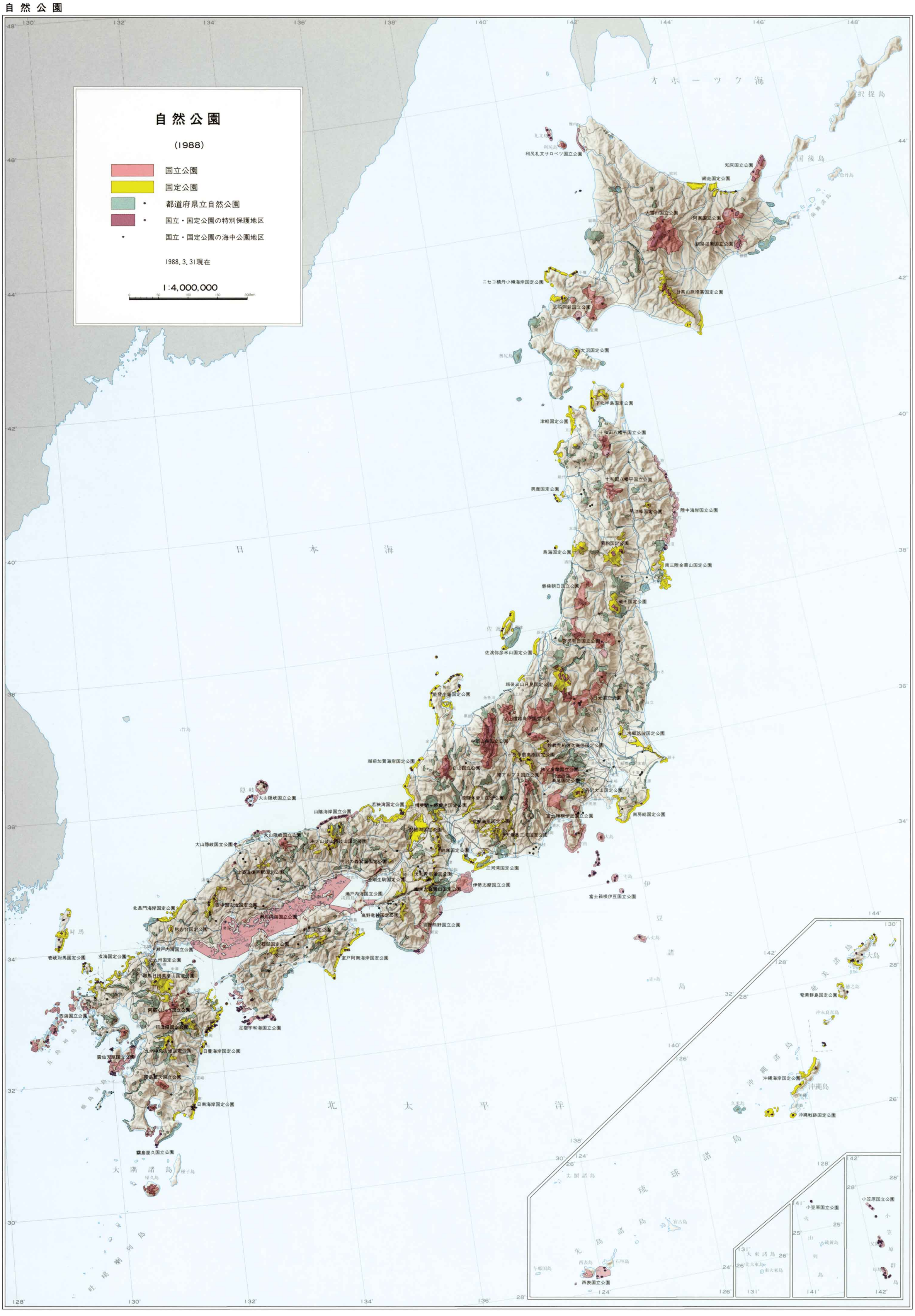
自 然 公 園
(1988)
国立公園
国定公園
都道府県立自然公園
国立・国定公園の特別保護地区
国立・国定公園の海中公園地区
1988.3.31現在
1:4,000,000
オホーツク海
日本海
北太平洋
琉球諸島
利尻礼文サロベツ国立公園
知床国立公園
網走国定公園
大雪山国立公園
阿寒国立公園
釧路湿原国立公園
ニセコ積丹小樽海岸国定公園
日高山脈襟裳国定公園
支笏洞爺国立公園
大沼国定公園
下北半島国定公園
津軽国定公園
十和田八幡平国立公園
男鹿国定公園
陸中海岸国立公園
鳥海国定公園
南三陸金華山国定公園
磐梯朝日国立公園
蔵王国定公園
佐渡弥彦米山国定公園
越後三山只見国定公園
日光国立公園
能登半島国定公園
上信越高原国立公園
水郷筑波国定公園
中部山岳国立公園
妙義荒船佐久高原国定公園
八ヶ岳中信高原国定公園
越前加賀海岸国定公園
白山国立公園
秩父多摩国立公園
南アルプス国立公園
明治の森高尾国定公園
丹沢大山国定公園
飛騨木曽川国定公園
南房総国定公園
大山隠岐国立公園
若狭湾国定公園
山陰海岸国立公園
揖斐関ヶ原養老国定公園
富士箱根伊豆国立公園
琵琶湖国定公園
天竜奥三河国定公園
琵琶湖国定公園
鈴鹿国定公園
三河湾国定公園
明治の森箕面国定公園
伊勢志摩国立公園
比婆道後帝釈国定公園
金剛生駒国定公園
大和高原国定公園
瀬戸内海国立公園
室生赤目青山国定公園
富士箱根伊豆国立公園
西中国山地国定公園
北長門海岸国定公園
高野竜神国定公園
吉野熊野国立公園
秋吉台国定公園
剣山国定公園
石鎚国定公園
壱岐対馬国定公園
玄海国定公園
室戸阿南海岸国定公園
瀬戸内海国立公園
北九州国定公園
雲仙天草国立公園
足摺宇和海国立公園
阿蘇くじゅう国立公園
祖母傾国定公園
九州中央山地国定公園
日豊海岸国定公園
霧島屋久国立公園
日南海岸国定公園
霧島屋久国立公園
奄美群島国定公園
沖縄海岸国定公園
沖縄戦跡国定公園
西表国立公園
小笠原国立公園